

新労務単価等の対象です！

令和6年3月1日から、「新労務単価」、「新技術者単価」

が適用になりました。

特例措置

「新労務単価」または「新技術者単価」適用日(令和6年3月1日)以降に契約する工事及び業務で、「旧労務単価」または「旧技術者単価」で積算したものが対象です。

「旧労務単価」または「旧技術者単価」に基づく契約を「新労務単価」または「新技術者単価」に基づく契約に変更するための、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

- ・新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払い
- ・市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をお願いいたします。

※手続き方法や新労務単価等については、技術管理課ホームページで確認できます。

【<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/kendo/sekisan-kijun/sekisan-kijun.html>】

